

大野市告示第296号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3年度及び令和4年度に大野市が発注する建設工事の請負契約又は建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等を次のとおり定める。

令和2年12月1日

大野市長 石山志保

（入札参加資格審査を受けることができる者）

第1条 入札参加資格審査を受けることができる者は、審査基準日（令和2年10月1日をいう。以下同じ。）において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営む者で、審査基準日の直前の決算日を基準とする法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けているもの

(2) 測量等業者 次のいずれかに該当する者とする。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者

ウ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者

エ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者

オ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、同一の者が、同項第1号及び第2号に係る資格審査

を受けることはできないものとする。

(競争入札に参加することができない者)

第2条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者
- (2) 施行令第167条の4第2項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)又は別表1に掲げる書類に虚偽の事項を記載した者
- (4) 申請書提出の日において、納期限の到来している市町村税又は国税(申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。)について、未納税額がある者

(申請の時期及び方法)

第3条 競争入札の参加資格審査を受けようとする者は、申請書に別表1に掲げる書類を添えて、令和2年12月15日から令和3年2月15日まで(大野市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)に、企画総務部総務課契約管理室へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規に競争入札の参加資格審査を受けようとする者は、次の表の期間(市の休日を除く。)に申請を行うことができる。

期間	審査基準日
令和3年9月1日～9月30日	令和3年4月1日
令和4年3月1日～3月31日	令和3年10月1日
令和4年9月1日～9月30日	令和4年4月1日

(資格審査、格付及び資格者名簿への登載)

第4条 前条の規定により申請のあった者については、経営規模、経営状況等を総合的に審査し、当該審査の結果、有資格者については、大野市競争入加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載するものとする。

2 建設業者に係る資格審査は、前項に掲げるもののほか、別表2に掲げる建設工事の種類の種類ごに行う。

3 有資格者は、建設業者及び測量等業者に区分し、さらに市内業者(大野市内に

主たる営業所（建設業者については、法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係るものを指す。）を有する者をいう。以下同じ。）及び市外業者（大野市外に主たる営業所を有する者をいう。以下同じ。）に区分するものとする。

4 市長は、建設業者のうち、市内業者を資格者名簿に登載するときは、大野市競争入札参加資格者格付要領に基づき、次の表による等級の格付を行い、その結果を当該業者に遅滞なく通知するものとする。

建設工事の種類	等級の区分
土木一式工事、建築一式工事	A・B・C・D・Eの5等級
電気工事、管工事、鋼構造物工事	A・B・C・Dの4等級
ほ装工事、水道管工事	A・B・Cの3等級
その他の工事	等級なし

（入札参加資格の有効期間）

第5条 有資格者の入札参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載した日から令和5年3月31日までとする。

（申請書の変更届）

第6条 第3条の規定により申請を行った者は、申請後において提出した申請書類の内容に変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく変更届（様式第10号）を提出しなければならない。

（資格の取消し等）

第7条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消し、又は相当の期間停止する。

(1) 第1条第1項各号に規定する資格要件を欠くに至ったとき。

(2) 前条に規定する変更届を提出しないとき。

（共同企業体）

第8条 共同企業体の資格等については、市長が別に定める。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、競争入札参加資格に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 1 (第 3 条 関係)

区 分	添付書類
1 建設業者	<p>(1) 市内業者</p> <p>ア 建設業許可証明書</p> <p>イ 経営規模等評価結果通知書（法第 27 条の 27 の規定による通知の文書をいう。以下この表において同じ。）及び総合評定値通知書（法第 27 条の 29 第 1 項又は第 3 項の規定による通知の文書をいう。以下この表において同じ。）の写し</p> <p>ウ 経營業務の管理責任者証明書（ただし、代表者と経營業務管理責任者が異なる場合に限る。）の写し</p> <p>エ 建設業許可申請（5 年に一度の更新を含む。）の際に提出する専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（申請書受理日以前 5 年以内の最新のもの）の写し</p> <p>オ 工事経歴書（様式第 2-1 号）</p> <p>カ 技術職員名簿（様式第 3-1 号。ほ装工事業・<u>法面処理工事業</u>建設機械操作員含む。ただし、水道管工事業については様式第 3-2 号、解体工事業については様式第 3-3 号を用いること。）</p> <p>キ 営業用機械器具調書（様式第 4 号。ただし、法面処理工事業の資格審査の申請をする場合に限る。）</p> <p>ク 営業用機械器具調書（様式第 5 号。ただし、ほ装工事業の資格審査の申請をする場合に限る。）</p> <p>ケ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 10 の規定により交付される大野市税の納税証明書</p> <p>コ 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 123 条第 1 項の規定により交付される国税の納税証明書</p> <p>サ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定するものでないことを証する書面</p> <p>シ 業者カード及び、それを記録した電子媒体</p> <p>ス 前に掲げるもののほか、資格審査に必要な書類</p>
	<p>(2) 市外業者</p> <p>ア 建設業許可証明書</p> <p>イ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し</p> <p>ウ 経營業務の管理責任者証明書（ただし、代表者と経營業務管理責任者が異なる場合に限る。）の写し</p> <p>エ 建設業許可申請（5 年に一度の更新を含む。）の際に提出する専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（申請書受理日以前 5 年以内の最新のもの）の写し（ただし、営業所等へ委任する場合は委任先分を提出すること。）</p> <p>オ 工事経歴書（様式第 2-1 号）</p> <p>カ 技術職員名簿（様式第 3-2 号。ただし、水道管工事業の資格審査の申請をする場合に限る。）</p> <p>キ 営業用機械器具調書（様式第 4 号。ただし、法面処理工事業の資格審査の申請をする場合に限る。）</p> <p>ク 営業用機械器具調書（様式第 5 号。ただし、ほ装工事業の資格審査の申請をする場合に限る。）</p> <p>ケ 営業所等一覧表（様式第 6 号）</p> <p>コ 委任状（様式第 9 号）</p> <p>サ 地方税法第 20 条の 10 の規定により交付される大野市税の納税証明書（ただし、委任する営業所等の所在地が大野市内にある場合のみ。）</p> <p>シ 国税通則法第 123 条第 1 項の規定により交付される国</p>

		<p>税の納税証明書</p> <p>ス 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては施行令第167条の4第1項に規定するものでないことを証する書面</p> <p>セ 業者カード及び、それを記録した電子媒体</p> <p>ソ 前に掲げるもののほか、資格審査に必要な書類</p>
2 測量等 業者	(1) 市内 業者	<p>ア 業務経歴書（様式第2-2号）</p> <p>イ 技術職員名簿（様式第3-4号）</p> <p>ウ 業務状況一覧表（様式第7号）</p> <p>エ コンサルタント等登録部門一覧表（様式第8号）</p> <p>オ 登録証又は登録証明書の写し</p> <p>カ 地方税法第20条の10の規定により交付される大野市税の納税証明書</p> <p>キ 国税通則法第123条第1項の規定により交付される国税の納税証明書</p> <p>ク 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては施行令第167条の4第1項に規定するものでないことを証する書面</p> <p>ケ 現況報告書の写し（建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の資格審査の申請をする場合に限る。）</p> <p>コ 業者カード及び、それを記録した電子媒体</p> <p>サ 前に掲げるもののほか、資格審査に必要な書類</p>
	(2) 市外 業者	<p>ア 業務経歴書（様式第2-2号）</p> <p>イ 業務状況一覧表（様式第7号）</p> <p>ウ コンサルタント等登録部門一覧表（様式第8号）</p> <p>エ 登録証又は登録証明書の写し</p> <p>オ 委任状（様式第9号）</p> <p>カ 地方税法第20条の10の規定により交付される大野市税の納税証明書（ただし、委任する営業所等の所在地が大野市内にある場合のみ。）</p> <p>キ 国税通則法第123条第1項の規定により交付される国税の納税証明書</p> <p>ク 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては施行令第167条の4第1項に規定するものでないことを証する書面</p> <p>ケ 現況報告書の写し（建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の資格審査の申請をする場合に限る。）</p> <p>コ 業者カード及び、それを記録した電子媒体</p> <p>サ 前に掲げるもののほか、資格審査に必要な書類</p>

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

建設工事の種類	備 考
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	
左官工事	
とび・土工・コンクリート工事	
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事に申請する者のうち、モルタル吹きつけ機（附属物一式含む）、種子吹きつけ機（附属物一式含む）、ボーリングマシン（アンカー工又は鉄筋挿入工に使用できるもの）のいずれか一つを所有しているものに限る。
石工事	
屋根工事	
電気工事	
管工事	
タイル・れんが・ブロック工事	
鋼構造物工事	
鉄筋工事	
ほ装工事	アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラーの全部を所有しているものに限る。
しゅんせつ工事	
板金工事	
ガラス工事	
塗装工事	
防水工事	
内装仕上工事	
機械器具設置工事	
熱絶縁工事	
電気通信工事	
造園工事	
さく井工事	
建具工事	
水道施設工事	
水道管工事	水道施設工事に申請する者のうち、給水装置工事主任技術者、給水装置工事配管技能者、管工事施工管理技士及び土木施工管理技士のすべて有しているものに限る。
消防施設工事	
清掃施設工事	
解体工事	